

令和3年5月21日  
環境森林部森林局  
林業振興課きのこ振興係  
内線番号：3236

## 野生の「ワラビ」の出荷自粛要請について

- ・県では、毎年県内に自生しているワラビやタラノメ等の野生の山菜類を採取し、モニタリング検査を実施しています。
- ・今月15日に沼田市（旧沼田市）で採取した野生のワラビから、基準値(100Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出されました。
- ・これを受け、本日付で沼田市及び関係者に対し、対象区域内で採取した野生のワラビを流通させないよう出荷自粛を要請するとともに、自家消費についても注意喚起を行いました。

### 1 出荷自粛要請の内容

- (1) 要請日 令和3年5月21日  
(2) 品目 ワラビ（野生）  
(3) 対象区域 沼田市（旧沼田市に限る※）

※沼田市の区域は広範囲に及ぶため、地理的区分が明確な旧市町村単位での出荷自粛要請としました。

### 2 県の対応

- ・「ワラビ（野生）」について、出荷自粛対象区域内のものが出荷されないように、直売所等の指導を徹底します。
- ・出荷自粛対象区域外のものについても、放射性物質検査を実施し、基準値以下であることを確認の上、出荷販売を行うよう改めて注意喚起し、直売所等への巡回指導を強化します。
- ・今後も計画的にモニタリング検査を実施します。

### 3 県モニタリング検査結果

産地	放射性物質の濃度 (Bq/kg)		
	セシウム134	セシウム137	計
沼田市 (旧沼田市)	検出せず (<8.66)	118	120

- ・基準値：放射性セシウムの合計 100Bq／kg
- ・放射性セシウムの計とは、セシウム 134 と 137 を合計し有効数字 2 術に四捨五入したものです。
- ・「検出せず」とは同欄下段の（ ）内に記載した検出限界値を下回ったことを示します。
- ・分析機関：株式会社 食環境衛生研究所
- ・分析機器：Ge 半導体検出器
- ・検査日（結果判明日）：令和 3 年 5 月 20 日

## 【参考】

- ・山菜類は、「野生」と「栽培」に区分されています。
- ・自粛の対象は「野生」のもので「栽培品」ではありませんので御注意ください。  
「栽培」とは、肥培管理（施肥、防除、水やり、中耕等を総合的に管理）により安全管理されたものを指し、それ以外のものは「野生」の扱いとなります。
- ・県内の「ワラビ(野生)」の出荷自粛状況は(別紙)のとおりです。

(別紙)

## ワラビ（野生）の出荷自粛の状況

